

平成21年第8回糸魚川市議会定例会会議録 第6号

平成21年12月16日(水曜日)

議事日程第6号

平成21年12月16日(水曜日)

午前10時00分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 所管事項調査について
- 日程第3 港湾交通対策について
- 日程第4 議案第108号、議案第113号から同第127号まで及び議案第142号
- 日程第5 議案第135号から同第141号まで、議案第143号、
議案第149号から同第152号まで及び請願第5号、発議第15号
- 日程第6 議案第128号から同第134号まで、
議案第145号から同第148号まで及び請願第6号
- 日程第7 議案第144号
- 日程第8 閉会中の継続調査について

+

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 所管事項調査について
- 日程第3 港湾交通対策について
- 日程第4 議案第108号、議案第113号から同第127号まで及び議案第142号
- 日程第5 議案第135号から同第141号まで、議案第143号、
議案第149号から同第152号まで及び請願第5号、発議第15号
- 日程第6 議案第128号から同第134号まで、
議案第145号から同第148号まで及び請願第6号
- 日程第7 議案第144号
- 日程第8 閉会中の継続調査について

応招議員 26名

出席議員 26名

1番	甲	村	聰	君	2番	保	坂	悟	君
3番	齊	木	勇	君	4番	渡	辺	重	雄
5番	倉	又	稔	君	6番	後	藤	善	和
7番	田	中	立	一	8番	古	川		昇
9番	久保	田	長	門	10番	保	坂	良	一
11番	中	村		実	12番	大	滝		豊
13番	伊	藤	文	博	14番	田	原		実
15番	吉	岡	静	夫	16番	池	田	達	夫
17番	古	畑	浩	一	18番	五十	嵐	健	一
19番	高	澤		公	20番	樋	口	英	一
21番	松	尾	徹	郎	22番	野	本	信	行
23番	齊	藤	伸	一	24番	伊井	澤	一	郎
25番	鈴	木	勢	子	26番	新	保	峰	孝

欠席議員 0名

説明のため出席した者の職氏名

+	市	長	米	田	徹	君	副	市	長	本	間	政	一	君	+					
	総務企画部長		織	田	義	夫	市	民	生	活	部	長	小	掠	裕	樹	君			
	建設産業部長		深	見	和	之	会	計	管	理	者	長	山	崎	利	行	君			
	総務企画部次長		田	鹿	茂	樹	会	計	課	長			吉	岡	正	史	君			
	総務課長		池	亀	郁	雄	企	画	財	政	課	長			七	沢	正	明	君	
	能生事務所長		金	平	美	鈴	青	海	事	務	所	長			結	城	一	也	君	
	市民課長		小	林		忠	福	祉	事	務	所	長			金	子	裕	彦	君	
	市民生活部次長		早	水		隆	商	工	観	光	課	長			金	子	晴	彦	君	
	健康増進課長		小	林		強	建	設	課	長					山	崎	弘	易	君	
	建設産業部次長		小	林		強	ガ	久	水	道	局	長			山	崎	弘	易	君	
	農林水産課長		山	口		明	教	育	課	長					竹	田	正	光	君	
	新幹線推進課長		渡	辺		辰	教	育	課	長					渡	辺	千	一	君	
	消防長						教	育	課	長										
	教育委員会教育次長						教	育	課	長										
	教育総務課長						教	育	課	長										
	教育委員会生涯学習課長						教	育	課	長										
	中央公民館長兼務		扇	山		和	教	育	課	長										
	市民図書館長兼務						歴	史	民	俗	資	料	館	長		村	井		康	君
	勤労青少年ホーム館長兼務						長	者	々	原	考	古	館	長						
	監査委員事務局長		久保	田		幸	利	君												

事務局出席職員

局長 神 喰 重 信 君 次 長 猪 又 功 君
主任 主 査 松 木 靖 君

午前10時00分 開議

議長（倉又 稔君）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

欠席通告議員はありません。

定足数に達しておりますので、直ちに会議に入ります。

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（倉又 稔君）

日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員には、11番、中村 実議員、22番、野本信行議員を指名いたします。

次に、休会中、議会運営委員会が開かれておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

高澤 公議会運営委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

高澤委員長。〔19番 高澤 公君登壇〕

19番（高澤 公君）

おはようございます。

議会運営委員会報告を行います。

本日9時半より、議会運営委員会が開催されておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

まず、委員長報告についてであります。総務文教常任委員長及び市民厚生常任委員長から、休会中に所管事項調査を行い、その経過について報告をしたい旨、また、港湾交通対策特別委員長から中間報告について、それぞれ口頭報告を行いたい旨の申し入れがあり、これを本日の日程事項とすることで委員会の意見の一致をみております。

次に、議員発議としまして、発議第15号、水田農業政策に関する意見書が、所定の手続を経て提出されております。これを本日の本会議の日程事項とし、委員会付託を省略し、即決にてご審議いただきたいことで、委員会の意見の一致をみております。

以上で、議会運営委員会の委員長報告を終わります。

議長（倉又 稔君）

ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいまの委員長報告のとおり進めることにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの委員長報告のとおり進めることに決しました。

日程第２．所管事項調査について

議長（倉又 稔君）

日程第２、所管事項調査についてを議題といたします。

本件については休会中、総務文教常任委員会及び市民厚生常任委員会が開かれ調査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

大滝 豊総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

大滝委員長。〔１２番 大滝 豊君登壇〕

１２番（大滝 豊君）

おはようございます。

総務文教常任委員会では会期中の１２月１０日に、柵口温泉施設権現荘についての所管事項調査を行っておりますので、ご報告いたします。

能生事務所長より、権現荘経営の健全化に向けて（改革案）、１、柵口温泉権現荘の現状と課題、２、課題解決に向けての方向性についての報告を受けました。

現状として、上半期の売り上げが対前年比４．２％減、７、８月の売り上げは冷夏の影響で大幅に落ち込んだ。民間から支配人を採用し、サービス等の改善を図っている。

課題として、集客能力に比べ施設が過大である。施設群が老朽化しており、更新に莫大な費用がかかる。

課題解決の方向として、採算性を高め、今後の施設更新費用を抑えるため、集客力に見合った施設規模に縮小する。平成２３年度から、指定管理に移行するよう準備を進めたい。

また、隣接する柵口温泉センターは、今後、閉鎖の方向で検討していくとの方針案が報告されま

した。

総務企画部長より、権現荘については基金も底をつき、議会からも改善策を検討せよとのことでありましたので、行政としての方向性を委員会に知っていただき、具体的な説明は、12月定例会閉会後に現場を含め説明を行い、所管事項調査をしていきたいと考えている。今回は、課題と方向性を認識していただきたいとの説明がありました。

主な質疑内容をご報告いたします。

権現荘は施設整備を施してから、指定管理者制度の導入を行うのかとの質問に、権現荘の指定管理については、市の施設であるので市で整備を進め、指定管理に移行する考えでいる。

温泉センターについては、維持管理に膨大な経費がかかることから、できれば新年度から営業をやめたいという思いでいる。そうして権現荘の施設だけを、整備して行きたいと考えている。

施設整備の方向が出て指定管理をしていただくにしても、1年間で整備するわけにはいかないのので、年次計画で進めて行きたい。ただ、緊急性を要するものについては、年次を早めて実施していきたいとの答弁でありました。

また、能生地域には、すばらしいものがたくさんあることから、ジオサイトの関係からでもできるだけバックアップを行ってもらいたいとの質問に、権現岳ジオサイトの拠点として権現荘を利用させていただくように、今後とも施設管理を考えていきたいとの答弁でありました。

経営に関する損益表、入り込み客数等の詳細な資料や、人員配置や人件費に関する資料等の要求があり、資料不足が指摘され、次回までに詳細資料をそろえて、より綿密な調査を行うことといたしました。

以上で、総務文教常任委員会の柵口温泉施設権現荘についての所管事項調査報告を終わります。

議長（倉又 稔君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの委員長報告のとおり了承することに決しました。

議長（倉又 稔君）

次に、中村 実市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

中村委員長。〔11番 中村 実君登壇〕

11番（中村 実君）

おはようございます。

市民厚生常任委員会では、会期中の12月14日に健康づくりセンターの実施設計についての所管事項調査を行っていますので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

今回の調査は、これまで当委員会において、健康づくりセンターの基本設計を数回にわたり調査し、さまざまな意見等を提言してきましたが、実施設計（案）ができたことを受けて、実施したものであります。

担当課より、健康づくりセンターの構造等に関しては、ライフサイクルコストを意識し、鉄筋コンクリート造りとし、内部は将来の発展性も考慮し一部軽量鉄骨を採用した。

また、塩害などの耐久性を考慮しつつ、太陽光パネルなどの新エネルギーの導入を行い、内部機能であるフィットネスルームとトイレ、風呂と脱衣所、和室と受付の関係など、可能な限り動線に留意した配置に変更した実施設計に移行した。

また、基本設計と実施設計の中の変更点として、自販機コーナーの位置、スタジオに出入り口を設ける等の変更を行った。

なお、今後のスケジュールについては、2月上旬に入札、契約は3月議会で議決をお願いする予定であるとの説明がなされました。

委員より、駐車場に車いす用の駐車場ができたために、市道から敷地に入って風除室まで車で行き、おることができるなくなった。駐車場のアプローチをもう少し変えることで風除室まで行くことができ、使いやすくなると思うがどうかとの問いに、当初は、風除室に横づけということで、ひさしを設ける予定であったが、駐車場からの動線があり、なるべく風除室前には車を近づけないような設計にしたが、再度検討したいとの答弁がなされました。

その他、特段報告する事項はありません。

以上で、市民厚生常任委員会の所管事項調査報告を終了いたします。

議長（倉又 稔君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの委員長報告のとおり了承することに決しました。

日程第3．港湾交通対策について

議長（倉又 稔君）

日程第3、港湾交通対策についてを議題といたします。

港湾交通対策特別委員会に付託中の本件について、同委員会から中間報告を行いたい旨の申し出がありますので、これを許します。

野本信行港湾交通対策特別委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

野本委員長。〔22番 野本信行君登壇〕

22番（野本信行君）

おはようございます。

港湾交通対策特別委員会の中間報告を行います。

当特別委員会への付議事件となっています北陸新幹線建設促進と駅周辺整備の推進と、北陸新幹線開業に伴う並行在来線の調査研究と、大系線の活性化調査をはじめ地域高規格道路松本系魚川連絡道路市内区間の整備区間への昇格、一般国道8号系魚川東バイパス梶屋敷・押上間の早期完成と間脇・梶屋敷の間の調査、そして姫川港貨物取り扱い急増に伴う整備計画の早期完成と次期計画の調査と整備促進について、11月26日に特別委員会を開催しております。

会議の前段に委員会協議会として、大系線・北陸線を守る会の方々と懇談を行っております。

その後、まず、前回委員会後の経過について、10月23日に正副委員長と議長で、鉄道・運輸機構北陸新幹線第二建設局と国土交通省高田河川国道事務所へ就任のあいさつを兼ねて訪問してきたことの報告をしております。

次に、それぞれの付議事件について担当課からの説明を受け、質疑を交わしておりますので、その経過について報告いたします。

1、北陸新幹線建設促進と駅周辺整備の推進について。

現在、新潟県知事の国、JR、鉄道・運輸機構への対応で問題となっていることについては、市としても新聞情報しか得ていない現状であるが、県知事の主張で、1つは、整備新幹線の負担金について国土交通省などからの増額の要請があったが、その詳細、明細が不明であるとのことから問題が発生したとの認識であり、5月24日に県知事と上越3市長が懇談し、増額負担に関する国の説明がない、メリットが見えないことなどの共通の不満があらわれてきたものと認識している。そうした状況からJRに対し、県知事と3市長で新幹線などの負担に見合った配分による制度を要望している状況とのことであります。

また、新幹線駅の停車数の問題では、県としては、県内でも全列車を停車するように。特に、（仮称）上越駅は全車、系魚川についても可能な限り停車の2点を5月に合意し、6月に国土交通省に要望しているとのことであります。5月の段階では、なるべくという、そういうことであったものが、夏以降からは、（仮称）上越駅的全列車停車と、系魚川駅については現在よりも利便性が向上するように、基本的には「はくたか」の停車以上ということのセット要望になっているとのことであります。

委員からは、県の方針に対し、系魚川市はどう対応していくのか不明であること、また、北陸沿線市町村の足並みがそろっていない状態であることから、系魚川市として積極的に方針を定め、県、

国に打って行くべきではないかとの意見が出され、これに対し、事前協議と合意に基づき県を通じて国へ要望をしているところである。

また、糸魚川駅での停車については、あくまでも（仮称）上越駅全車停車、糸魚川駅利便性の向上がセットであり、糸魚川駅は通過駅ということであれば、当然、反対の大きな行動を起こさなければならないが、現在はセットの中でやっているとの答弁でありました。

新木浦トンネル工事に伴い水脈が枯渇した問題で、鉄道・運輸機構は100%自分たちの責任であることを認めていながら、その言葉と態度から地元には不信感を持たせている件で、鉄道・運輸機構が、今後、地元の皆さんと誠意をもって交渉させていただくことを長野局の局長が言っており、恒久対策について、地元の意見、要望を聞きながら対応していくことになるので、それが円滑に進められるよう、市もできるだけ中に入って協力するとのこととあります。

レンガ車庫の部材の切り取り保存については、JR西日本が協力する前提条件としては、糸魚川市が事業主体であること。切り取り保存コストは、糸魚川市が負担すること。切り取り保存期間が、新幹線建設事業に支障を及ぼさないこと。この3つの条件が提示されており、この3つを了解すれば、JR西日本として協力することはできると思うとの話を得ている。

また、赤レンガ車庫の切り取り保存の費用について、鉄道・運輸機構からは、当初の取り壊し費用は、そのまま負担をするとの確認を得ている。不足分は市の負担であり、一部は市民の協力をいただく中で対処していく考えである。

新幹線駅舎のデザインについての基本設計段階での意見、要望については、基本設計で3案くらいの案が提示され、その中から1つを選択する旨の話を聞いており、3案からの選択と、それにプラスしてのいろんな施設等の要望を、その時点で市民の方々の意見、市長の意見として集約していきたいとのこととあります。

委員からは、赤レンガを使ったデザインを保存利活用の観点から、基本設計に組み込めないか。要領よく、段取りよく市民要望にこたえる努力をしてもらいたいことや、他の例を参考にしながら、既に行っている施設を見て、駅舎を建設すべきとの要望が出されております。

駅構内の埋蔵調査の現状については、鉄道・運輸機構は県に対し、本掘しないでいいとの結論を早急に出してほしい旨、要請しており、この要請に対し県では、建物の解体処理後、試掘させてもらいたいとして協議を行っており、1月には旧運転センターであったところの解体処理が終わるので、そこの試掘を行い、その結果をもってなるべく早く判断していきたいとのこととあります。

何十億もかける事業にどれくらいの効果があるか追及すべきで、自由通路の建設に当たっての費用対効果を検討してるかという質疑があり、現在、糸魚川駅で乗降している人は1日1,000人強、同じ人たちが乗降するとすれば約2,000人強である。

糸魚川駅の利用者について、5年前には新幹線需要、新幹線インパクト観光各何人との推定がされており、当時、1日当たり6,120人くらいの利用、自由通路についても、北口・南口何千人という推計があるが、それ以降は推計はしていない。

自由通路については、糸魚川のまちの中をJRが横断していることから、大きな意味がこもっていると考えており、このことは地域住民の方々、市民の多くの共通認識だと思っている。南北の一体性を保つため必要であると考えており、利用客の推定、分析は今後行うとして、幅員6メートルは変更しないで進めたい。もちろん、コスト削減に努力していきたい。また今後、委員会などで審

議いただく中で、説明できるように対処していきたい。

駅のホームとレールの間隔が他県は1.76メートル、新潟県に関しては1.8メートル。泉田知事の一連の発言からして、通過が前提のような報道もある点について、その2工事の事業認可資料では、軌道中心からの距離が1.8メートルというのが通過しても影響がなく、1.76メートルは比較的徐行しながらでないとなし安全が確保できないという設計になっているが、糸魚川駅は1.8メートル、(仮称)上越駅は1.8メートルと1.76メートルの2通りがあり、富山駅は1.76メートルと記されていることが示されました。

これまでに大きな問題となった新幹線駅舎の関連経費と、南北自由通路の工事費の結論を出す時期について、建設費用の削減も真剣にやってほしいと複数の委員から要望されているわけですが、自由通路及び橋上駅舎について、今後、どのような整備方針で進めていくかについて準備を進めており、いずれにしても3月議会までに結論を出すようにし、3月議会で審議をした後、JR西日本と協定を締結して事業を進めていく必要があると考えている。

そのためには12月では審議に至らないかもしれないが、議会へ財源内訳等も含めた説明を行い、1月、2月中に開かれる特別委員会で審議し、3月議会に臨むようにしたいと考えているとの答弁がありました。

以上の質疑を交わし、各委員から問題点が指摘されており、3月までに一定の方向を詰めることから、JR西日本との協議、資金の関係で補助金の見通しなど、短期間で詰めていかなければならない。タイミングを失することなく本特別委員会を開催し、行政の説明を求め、委員皆さんの意見を提示をしていただく、こういうことに努めていくことを確認いたしております。

次に、2番目に、地域高規格道路松本糸魚川連絡道路市内区間の整備区間への昇格については、国の事業仕分けでの松糸道路の扱い、また、政権交代に伴う従来型の陳情形態の変更への対応について質疑があり、市としても情報を収集している状況であって、陳情等については、今後は地元代議士を通じて上げ、県本部で取りまとめて党本部に上げるとのことであるが、地元の要望を直接関係省庁に上げられないのかを、再度確認したいといった答弁がありました。

委員からは、国への要望活動については松糸道路に限らず、国道8号のバイパス建設の延長問題など、今後、大型公共事業をどう推進していくか。例えば、新たに庁内に戦略局を設置して、対処していくなどの必要があるのではないかと。また、特別委員会も積極的に県に対し要望すべきとの要望が出ておりました。

3番目、一般国道8号糸魚川東バイパス梶屋敷・押上間の早期完成と間脇・梶屋敷間の調査については、梶屋敷・大和川間はいよいよ供用開始となるが、政権交代に伴う今後の計画について心配もあり、今後の進捗に対する現段階での見通しはどうかという質疑があり、市からは、今年度末に暫定供用開始となる梶屋敷・大和川の間からは、先の押上までの間については既に大和川を越えた中で工事が発注されている。これまで26年度の新幹線開業を見据えた中で工事を進めたいとの目標があり、政権交代によって道路予算の枠も厳しい中ではあるが、北陸地方整備局、高田河川国道事務所ではその思いは変わっておらず、間脇・梶屋敷間についても、当然、東バイパスの一環としての認識は持っているとの答弁がありました。

また、これらについても庁内に戦略局を設置し、積極的な行動をしていくべきであるとの要望が出ておりました。

4番目、北陸新幹線開業に伴う並行在来線の調査研究と大糸線の活性化調査については、政府・与党合意である新幹線開業後の在来線の第三セクターでの管理運営ということについては、政権がかわったことから見直して、JRに引き続きやってもらうことについてどう考えるのかとの質疑に対して、当時とは、経済情勢や政権交代など情勢が変わってることもあるし、このまま地方の負担が多いままでは、とてもやっていけないというのはだれでも同じ思いである。今後も関係者と連携を深めて、何らかの働きかけをしていきたいとの答弁がありました。

また、新潟県並行在来線開業準備協議会の経営委員会のスケジュール、委員の選考や審査内容について、委員からは危惧する意見が出ておりましたが、来年4月までに5回開催する予定が決まっており、事前にメールで各委員から事務局に案を提案し、それを集約して委員にメールをし、検討をしていただき、次回委員会に臨むという段取りがなされているとの答弁がありました。

また、大糸線キハ52系の存続を申し入れたことについては、現車両にはトイレがついていないことから苦情も多く聞いている。今後、ジオパークへの市外観光客が増加していく。また、大糸線の魅力開発の観点からぜひ対処していただきたい。さらに、在来線、新幹線の開業にあわせて、大糸線の利活用の一環として、列車ダイヤ運行の見直しなどが必要だとの意見が出ておりました。

市からは、機械については時々故障が発生しており、また、部品がなく修理に困っているとのことである。さきにレンガ車庫の部材保存、自由通路、半橋上駅舎の工事費削減要望などでJR西の金沢、大阪に往訪した折、ジオパーク世界認定、それに伴う観光客の増加などを見据えて、今後も長くキハ52の運行を続けてほしい旨、要望してきたとの答弁がありました。

また委員からは、北海道で実用されている、線路も道路も走れるデュアル・モード・ビークルの運行も経営委員会等の中で提案してもらいたいと要望があり、次回、地域活性化交流員会で提案したいとの答弁がありました。

経営委員会の委員に企業が5社あり、当地域からも1社入っていることについて、三セクのスタート時には経営者になってもらう担保をとってあるのかという質疑に対しては、在来線のあり方について、あくまでも県が主体性をもって取り組み、それに3市が協力していくということで合意をしている。委員は県で選出しているが、この委員が三セクにかかわるとは聞いていない。経営委員の中のだれかが中心となって、残っていただきたいとの意向があるのかもしれないが、正式な話は現在聞いていないとの答弁がありました。

また、30年間で386億円とされる赤字予想額は、実際には400、500億円にもなることも予想されるため、政府・与党合意についての見直しを、今後も粘り強く求めていく考えがあるのかとの質疑に、明言はできないが、基本は行政負担がないよう三セクにつなげていかなければならない。政府・与党合意をした時点と今の時点では、状況が大きく変わっている。こうした認識で今後の運動を展開していく。また、次の協議会の委員会、あるいは3首長会議の中で、再度詰めていくとの答弁があり、委員からは政府・与党合意と違う形での九州新幹線の例もあり、しっかりと対応してもらいたいと強い要望が出されておりました。

5番目、姫川港貨物取り扱い急増に伴う整備計画の早期完成と次期計画の調査と整備推進については、開港指定によって特別トン贈与税が入ってくることになり、平成20年の外国船入港実績からすれば、年間180から190万円になると予想される。平成21年度については、今後の外国船の入港予定を加味し約94万円の歳入を見込んでおり、12月議会の補正予算の中で計上する考

えである。

税関の手続は、直江津から姫川港に税関職員が出張して手続処理を行い、入港審査については、直江津港においても無線連絡で入港審査をしているので同様である。検疫検査については、感染症の疑いのある港から一定期間内に入港する場合を除き、無線の手続で許可される。感染症の疑いのある場合は、直江津港にいったん入港することになっておる。

また、麻薬、ピストル等の密輸などの治安対策については、船に直接乗り込んで検査するのは税関だけなので、治安の面では地元の警察が警戒、見回りをしているのが実情である。

県では、姫川港について取扱量が多く、今後の発展性があるとの認識であり、最終的に予算づけをして整備促進を図ってまいりたい。国全体の港湾整備予算が2、3割減額とのことであるが、県としては重要な位置づけとしてとらえ、要望を受けていきたいとのことでありました。

このほかにも活発な質疑が交わされておりますが、特段報告する事項はございません。

以上でございます。

議長（倉又 稔君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの委員長報告のとおり了承することに決しました。

日程第4．議案第108号、議案第113号から同第127号まで及び議案第142号

議長（倉又 稔君）

日程第4、議案第108号、議案第113号から同第127号まで及び議案第142号を一括議題といたします。

本案については休会中、総務文教常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

大滝 豊総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

大滝委員長。〔12番 大滝 豊君登壇〕

12番（大滝 豊君）

本定例会初日において、総務文教常任委員会に付託となりました案件は、議案第108号、議案

第113号から同第127号まで及び議案第142号の17件であります。

審査は、去る12月10日に終了しておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、議案17件については、いずれも原案可決であります。

審査の過程における主な事項についてご報告いたします。

議案第108号、糸魚川市行政組織条例の一部を改正する条例の制定については、部制に伴う部の名称及び分掌事務の変更であり、課や係の名称等については、引き続き検討していくとの説明がありました。

分掌事務で、今までの条例と変わったところは、また、市民部の子育て支援の関係が教育委員会に移るということであるが、その中には児童福祉の関係も移るのかとの問いに、総務部については、今までの総務企画部の分掌事務とほぼ同じである。今までの条例の文言の加除、修正をしたところはあるが内容は一緒であり、児童福祉も教育委員会へ所管が変わることになる。現在、子育て支援室には子育て支援係と親子健康係があり、その事務が教育委員会へ移るといふことになるとの答弁がありました。

議案第120号、糸魚川市青海屋内水泳プール条例の一部を改正する条例の制定については、市長が認める場合と言うのは、どういうものがあるのかとの質問に、使用料の減免基準については、条例に記載されたもの、その他市長が認めるものということで、庁内で一定の基準表をつくって細部を検討している。個々の事例については実態等を把握しながら、混乱しないようにしていかなければならない。それらを担当部署ごとに行わないように企画財政課でまとめ基準表をつくったので、それに沿って対応していきたいとの答弁でありました。

議案第142号、指定管理者の指定については、糸魚川市青海屋内水泳プールの指定管理者の指定についてであります。

この会社の本社は新潟市で、長岡市に中越支社があり、営業所については、上越を含め県内に5カ所。業種は、総合ビルメンテナンス業である。昭和38年創業、資本金5,000万円、県内ではJVも含めて17施設を管理している。プールの関係では、県立の長岡屋内総合プールと上越市のオールシーズンプールの管理も行っているとの説明がありました。

若干の質疑が行われましたが、特段報告すべき事項はありません。

以上で、総務文教常任委員会の付託案件審査報告を終わります。

議長（倉又 稔君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第108号、糸魚川市行政組織条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第113号、糸魚川市勤労者福祉施設条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第114号、糸魚川市立小学校及び中学校施設使用条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第115号、糸魚川市公民館条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第116号、糸魚川市生涯学習センター条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第117号、糸魚川市青少年教育施設条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第118号、糸魚川市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第119号、糸魚川市社会体育施設条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第120号、糸魚川市青海屋内水泳プール条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第121号、糸魚川市能生B & G海洋センター条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第122号、糸魚川市集会施設条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第123号、糸魚川市農村コミュニティ広場条例の一部を改正する条例の制定につい

てを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第124号、糸魚川市交流促進センター条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第125号、糸魚川市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第126号、糸魚川市おててこ会館条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第127号、糸魚川市民会館条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第142号、指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第5 . 議案第135号から同第141号まで、議案第143号、
議案第149号から同第152号及び請願第5号、発議第15号

議長（倉又 稔君）

日程第5、議案第135号から同第141号まで、議案第143号、議案第149号から同第152号及び請願第5号、発議第15号を一括議題といたします。

本案については休会中、建設産業常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

なお、関連して発議第15号の説明を求めます。

古畑浩一建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

古畑委員長。〔17番 古畑浩一君登壇〕

17番（古畑浩一君）

おはようございます。

それでは、これより建設産業常任委員会委員長報告を行わせていただきます。

定例会初日に当建設産業常任委員会に付託となりました、議案第135号から同第141号までと議案第143号、議案第149号から同第152号及び請願第5号について、去る12月11日午前10時より審査を行い、終了しておりますので、その経過と結果につきましてご報告申し上げます。

審査の結果につきましては、委員会審査報告書のとおり議案については原案可決、請願については採択であります。

審査の過程における主な事項についてご報告いたします。

議案第135号、糸魚川市活性化施設条例の一部を改正する条例の制定については、今回の条例改正によって料金の見直しを行うわけであるが、これによって収入の部分、支出の部分についてはどのような見積もりで行っているのか。その金額と、今回の公共施設料金見直しにかかわる条例全般の意味についてお聞きしたいとの質問に、料金改定に伴う歳入歳出については、歳入では、焼山の里で、近年、15万円程度の収入で推移をしている。今回の改正により、従前ならば午前・午後・夜間と3区分の時間帯で料金が定められていたが、改正により1時間単位となる。利用者の利用時間によって利用料金が決まるということで、1時間とか2時間の利用だと収入が減る。逆に、日中の午前から午後通しで利用した場合には、12時から1時間の料金指定がなかったため、1時間増ということでの増額が見込まれるが、全体としては利用者の時間で計算されることから、若干、使用料の減になるのではないかと判断している。

この施設においては指定管理制度によって運営されているが、利用料金の減があるとなれば、今後、指定管理料の追加をしていかなければならないと考えるとの答弁がなされ、全体としては使用

料が変わることによって前年度同額の予算計上であるが、見込みとすれば使用料の減が予想される。減った分を指定管理料で補てんするような条例改正を何のためにするのか。

同趣旨の条例変更は、各常任委員会に議案として出されているが、全体としては収入増を見込んだ改正なのか。利用者に混乱を招き、さらに赤字を市が補てんするような条例改正をする意味は何なのか。行政としての考え方をお聞かせいただきたいとの質問に、1点目といたしまして、1市2町合併の際に、使用料について統一ができず、5年以内に見直しを行うということで合意した。この間、協議をしてきたが、5年目ということで、3地域を同じ基準にして格差のないものにしていきたいというのが1点目。

2点目に、減免の取り扱いについても、統一化を図っていきたい。

3点目に、同じような施設、スポーツ施設、公民館等の施設、あと特殊な市民会館、きららホールなど特殊な施設があるが、特に前二者について、同じ基準で徴収したいということである。

あわせて、基本的に1時間単位の料金設定をすることで、利用者にとっては、よりきめ細やかな利用ができると考え時間単位に統一をした。冷暖房施設についても、統一的な基準を、3地域すべてにする。

調整をした結果、今回の改正により200万円強くらいの増額となるが、今回の目的は、歳入の増を目途としたわけではなく、まず、3地域が同一のものになることを目指したものであるとの答弁がなされました。

今回の条例の改正は、1市2町の使用料の見直しの5年目に当たること。それから、減免措置の統一を図ること。体育館、公民館などを同一施設で、同一料金体系にしていきたいこと。1時間単位で利用することによって、利用効率を上げること。冷暖房費も統一することによって、公平感を出すこと。全体とすれば、対前年度で200万円ほどの増額の見込みであること。歳入不足が生じた場合には、一般会計より補てんすることなどを議事整理し、理解を得たことから原案可決となり、議案第136号、糸魚川市多目的交流センター条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましても、同趣旨であることから原案可決と決しております。

次に、議案第137号、糸魚川市下水道条例の一部を改正する条例の制定について、議案第138号、糸魚川市集落排水条例の一部を改正する条例の制定について、議案第139号、糸魚川市浄化槽事業条例の一部を改正する条例の制定について、いずれも異議なく、可決することと決しております。

次に、議案第140号、糸魚川市ガス供給条例の一部を改正する条例の制定については、帝国石油の値上げの方針に対する担当課としての交渉経過について説明を願いたいとの質問に、輸入LNGを導入することによって値上げになるということ。今までも直江津にLNG基地ができるまで100%国産であるということで、この時点での値上げについては反対し、交渉してきた。

ただ、帝国石油も新潟県だけではなく全国的なものとなり、国産のガスそのものも割合からして少なくなり、ほとんどが輸入LNGによつての天然ガス供給が全国一律になっている現状の中で、糸魚川市としても将来的にかんがみれば、得策ではないかという判断で今回値上げについて認めた。これは糸魚川市だけではなく、上越市、妙高市、柏崎市など全部一律ということの経過である。

混入率等について、ガスの質がその区域によって違っていて、混入率を変えてあるということなのかとの質問に、購入しているガスは同じだが、糸魚川、能生区域については空気を混入しており、

その混入率が違うということであるとの答弁がなされ、各区域での基準原料価格が、1トン当たり糸魚川区域が9,370円、能生区域が9,740円、青海区域が1万400円というのはどうかとの質問には、基準原料価格が異なることについては、この価格は混入率に応じた形での換算した数値になることから、混入率が異なるため3地域で基準原料価格が違うということになるとの答弁がなされました。

次に、議案第141号、糸魚川市簡易水道条例の一部を改正する条例の制定については、簡易水道統合の地元負担金は幾らか。上早川の水道もあります。水源地の水利権の処置はどうなっているかとの質問に、負担金については、西川原小規模水道組合については負担金30万円、それと経年劣化による老朽化が著しいため配水管を更新しなければならない。それに伴って給水管もやりかえをする必要があり給水工事費の20万円、合わせて50万円の負担ということで考えている。

戸沢簡易水道組合については、負担金として30万円。平成14年から3カ年かけて、農業集落排水整備事業にあわせて水道管の更新をやっている関係で、既設管をそのまま利用したいということで、負担金は30万円と考えている。八千川簡易水道についても同様に、整備更新がなされているため30万円の負担金となる。

水利権については、早川簡易水道建設に当たって、施設、導水管などの構築物について経過年数を考慮する中で購入しており、水利権については評価の対象としていないとの答弁に対し、上早川の場合は、水利権は全然金を出さずに水をもらっているということか。1,700万円ぐらいというのは、どうやって払っているのかとの質問がなされ、水源地の取水施設構築物、導水管などの構築物につきましては、経過年数を考慮する中で、その当時の資産価値で購入させていただいているとの答弁がなされました。

次に、議案第143号、字の変更について、議案第149号、平成21年度糸魚川市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)、次に、議案第150号、平成21年度糸魚川市集落排水・浄化槽事業特別会計補正予算(第1号)、次に、議案第151号、平成21年度糸魚川市水道事業会計補正予算(第1号)につきましては、異議なく、可決することと決しております。

次に、議案第152号、平成21年度糸魚川市ガス事業会計補正予算(第1号)において、熱量統一関係費3,563万2,000円について詳細な説明を求めると質疑があり、主に東京ガス、熱量調整員をお願いする業者でございますが、盛岡ガスと東邦海陸運輸の人員費が主なものである。

熱量変更については、本事業は22年11月から行い23年6月を予定しているが、事前の器具調査が必要となる。調査は来年の1月から7月にかけて、糸魚川区域と能生区域のガスの需要家全世帯を回り、器具調査をし、その中から11Aの専用器具、12Aの専用器具を基本的には無料で取りかえるという作業を行う。

ただし、一般家庭以外の工業用とか商業用の大きなものについては費用がかさむので、熱量調査員によって13Aに適應するように調整を行う。総勢で12名の器具調査員を、盛岡ガスと東邦海陸運輸に委託する。その中には人員費、こちらで住む住宅、車のリース代、その他諸々の費用がかかる。

債務負担行為を行うに当たり、早々に各企業と契約をしなければならない。ただし、21年度の補正予算につきましては、3月までの部分的なものについての補正予算の計上であるとの答弁がなされました。そのほか、調整方法や検査方法について質疑と説明がなされておりますが、割愛をさ

せていただきます。

本案につつきまして、異議なく可決することに決しております。

次に、請願第5号、水田農業政策に関する請願について。

請願第5号、水田農業政策に関する請願につつきましては、異議なく採択いたしております。

これにより、本請願は意見書提出を願意としていることから、発議第15号を提出いたします。

これより提案説明を行います。

水田農業を基幹とした糸魚川市農業において、新政権が提案する「戸別所得補償制度」への転換に対する影響は大きいものと想定され、とりわけ、次年度から始まる米戸別所得補償モデル事業や水田利活用自給力向上事業について、生産現場では大きな関心を寄せております。

糸魚川市としても、農業のさらなる発展に向けて、各種対策の有効活用により、食料自給率の向上や水田の多面的機能の発揮、さらに地域の担い手の育成と経営安定対策の取り組みを進める必要があります。

つきましては、水田農業政策の確立に関して、次の事項が実現されるよう強く要望いたします。

- 1 水田農業の確立について、国民が求める安全・安心な国産農畜産物の安定供給により、自給率の向上を図る、中長期的な農業政策を確立すること。
- 2 米戸別所得補償制度における、全国一律単価での補償水準について、中山間地域等の条件不利地域の水田が果たす機能を生かすためにも、十分な補償水準を確保すること。
- 3 水田利活用自給力向上事業について、大豆・そば等のほか、地域で振興する作物の産地化を一層促進する観点から、地域の裁量で単価設定できる交付金を十分確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣、農林水産大臣へ意見書を提出いたします。

以上で、建設産業常任委員会の委員長報告を終了いたします。

議長（倉又 稔君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

ここで暫時休憩します。

再開を11時20分といたします。

午前11時05分 休憩

午前11時20分 開議

議長（倉又 稔君）

休憩を解き会議を再開いたします。

これより議案第135号、糸魚川市活性化施設条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第136号、糸魚川市多目的交流センター条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第137号、糸魚川市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第138号、糸魚川市集落排水条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第139号、糸魚川市浄化槽事業条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第140号、糸魚川市ガス供給条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第141号、糸魚川市簡易水道条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第143号、字の変更についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第149号、平成21年度糸魚川市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第150号、平成21年度糸魚川市集落排水・浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第151号、平成21年度糸魚川市水道事業会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第152号、平成21年度糸魚川市ガス事業会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

この際、議事の都合により、発議第15号についてを先議いたします。

お諮りいたします。

これより、水田農業政策に関する意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

なお、このことにより、請願第5号、水田農業政策に関する請願については、採択すべきものとみなします。

+

日程第6．議案第128号から同第134号まで、

議案第145号から同第148号まで及び請願第6号

+

議長（倉又 稔君）

日程第6、議案第128号から同第134号まで、議案第145号から同第148号まで及び請願第6号を一括議題といたします。

本案については休会中、市民厚生常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

中村 実市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

中村委員長。〔11番 中村 実君登壇〕

11番（中村 実君）

本定例会初日に、当市民厚生常任委員会に付託となりました案件は、議案第128号から同第134号まで、議案第145号から同第148号までの11件と請願第6号であります。

審査は去る12月14日に終了しておりますので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、議案については原案可決、請願第6号については不採択であります。

審査の過程における主な事項について、ご報告いたします。

議案第129号、糸魚川市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例の制定では、委員より、現在、くみ取りをしている世帯数は何世帯か、また、合併処理浄化槽等がふえることにより、どこまで値上げをするのかとの質問に対し、くみ取り世帯数は1,300世帯である。今後は合併浄化槽、下水道、公共下水道につなぎ込みをしていくのが市の方針である。

したがって、くみ取り量も、くみ取り手数料も減少していくと考えているが、くみ取り量が少なくなっていくことにより、単価が高くなるおそれがある。その場合は他市の状況などを見て考えていくことになるが、今の時点では、本市としては財源をくみ取り手数料で賄っていくという考えであるとの答弁がなされました。

また、し尿処理全体の考え方についての質問に対し、くみ取りの量もどんどん減ってくるので、将来的には、かかるコストが高くなるため、今の処理場をそのまま続けるという考えはない。現在、公共下水道と一緒に処理できないか検討しているとの答弁がなされました。

そのほか活発な質疑がなされましたが、特段報告する事項はありません。

以上で、市民厚生常任委員会の報告を終わります。

議長（倉又 稔君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

新保峰孝議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

新保議員。〔26番 新保峰孝君登壇〕

26番（新保峰孝君）

議案第128号、糸魚川市総合福祉センター条例の一部を改正する条例の制定、議案第134号、糸魚川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第147号、平成21年度糸魚川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、反対討論を行います。

議案第128号、糸魚川市総合福祉センター条例の一部を改正する条例の制定についてであります。糸魚川市健康づくりセンターの建設に伴い、総合福祉センターのテニスコート及びフリーコートを廃止するものであります。

現総合福祉センターは1975年に建設されたもので、約34年経過した施設であります。耐震補強、補修をすれば、まだ使えると思いますし、広い市域の中で健康づくりのため1カ所に大きな施設をつくってもあまり効果はないと考えるものであります。

当面事業は6億円規模に縮小しておりますが、財政的に厳しい状況の中で使えるものは使う必要があると考えますので、反対するものであります。

議案第134号、糸魚川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第

147号、平成21年度系魚川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。この医療制度は75歳以上を対象にした別立ての保険であり、高齢者に差別を強いる制度であります。扶養家族となっていて、これまで保険料負担のなかった方を含めて75歳以上のすべての高齢者から保険料を徴収する制度であります。

国民皆保険の国において、このような高齢者を別立ての保険にしている国は、日本以外に見当たりません。高齢者の医療費がかかり過ぎると言いますが、WHO（世界保健機関）の世界保健報告2006年版での日本の1人当たり医療費は16番目であり、日本の経済力からすれば過大な負担ではありません。構造改革で貧富の格差が拡大し、貧困層の増大、長時間過密労働で働く国民の健康破壊が進む中でも、さらに医療費削減を進めるための方便でしかないと考えざるを得ないものであります。

アメリカの1人当たり医療費は、世界で一番多くかかっておりますけれども、国民皆保険のないアメリカを除き先進国の中での医療費は、外来、原則無料、あったとしても一部の高所得者のみ、定額制償還などで、外来、入院とも実質低負担というのが当たり前になっております。

高齢者は医療費がかかり過ぎるから、別の保険でなどというのは日本だけであります。後期高齢者医療は速やかに廃止すべきであるとの立場から、これらの議案に反対するものであります。

以上であります。

議長（倉又 稔君）

次に、池田達夫議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

池田議員。〔16番、池田達夫君登壇〕

16番（池田達夫君）

日本共産党市議団の池田達夫です。

私は市議団を代表して、請願第6号、後期高齢者医療制度のすみやかな廃止の意見書を国に提出することを求める請願について、賛成討論を行います。

請願事項は、1番目に、後期高齢者医療制度は速やかに廃止すること。2番目に、医療に使う国の予算をふやして、高齢者、国民が安心して医療を受けられるようにすることとなっています。

今、この後期高齢者医療制度を速やかに廃止してほしいという国民、市民の声は、大きな世論となっています。これは新しい政権に託された声でもあります。昨年は、この廃止法案が参議院では可決されております。また、医療の予算をふやしての声も切実なものがあります。

現在の国の総医療費は、GDP（国内総生産）のおよそ8%であり、これはサミット参加7カ国でも最下位となっております。日本経済の全体から見れば、医療費をふやす十分な力はあると言えます。お年寄りが本当に安心して医療を受けられるようにするために、この請願に賛成いたします。

以上で、賛成討論を終わります。

議長（倉又 稔君）

次に、吉岡静夫議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

吉岡議員。〔15番 吉岡静夫君登壇〕

15番（吉岡静夫君）

議案第134号、糸魚川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、並びに議案第147号、平成21年度糸魚川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、反対の立場から討論をさせていただきます。

その後、請願第6号、後期高齢者医療制度のすみやかな廃止の意見書を国に提出することを求める請願、このことについては、採択することに賛成の立場から討論をさせていただきます。

議案第134号、糸魚川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、並びに議案第147号、平成21年度糸魚川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の採決に当たり反対の立場から討論します。

後期高齢者医療制度は、平成のうば捨て医療と批判を浴び、交代した民主政権もその廃止、見直しをうたっておりますが、残念ながらその動きは極めて鈍いものがあります。

後期高齢者医療そのものについて、このことについてはシステムの改修など、それなりの手間がかかるということもあるかもしれませんが。しかし現況を考えたときには、この制度そのものは廃止、見直しというところへもっていくべきであると、そう考えて私はおります。

したがって、134号議案、147号議案につきましては、反対の討論とさせていただきます。

続いて、請願第6号でありますけれども、請願第6号、後期高齢者医療制度のすみやかな廃止の意見書を国に提出することを求める請願。同請願を採択することについて、賛成の立場から討論させていただきます。

この制度は医療制度改革の断行、新たな高齢者医療制度の創設と当時銘を打たれ、平成18年6月、医療改革関連法案として強行可決され、20年4月、後期高齢者医療制度として施行されたものであります。

あの郵政改革の流れに見るように、当時、改革絶対の風潮に異を唱えたり、疑問を差し挟むものを至急だのとレッテルを張ったり、仕分けをし、あげく造反だ、刺客だといったドラマ仕立ても手伝って、まさに行け行けどんどん、みんなで渡れば、右へ倣えの流れの中で進められ、でき上がったものの1つが、後期高齢者医療制度です。途中、当時の野党4党による廃止、見直しへの動きもありましたけれども、残念ながらその動きは実現には至りませんでした。

そのような歴史、過程を経て、今、私たちは弱ければ弱いほど、力がなければい者ほど、そのしわ寄せを受け、辛い苦しい思いをしております。しかも、この制度が続けば続くほどであります。このようなうば捨て医療につながる後期高齢者医療制度そのものは、早急に廃止、見直すべきであります。

もちろん先ほど言いましたように、システム改修などにそれなりの時間がかかる、手間がかかるということもあるかもしれませんが。しかし現況を考えたとき、今申し上げたように、本請願、後期高齢者医療制度のすみやかな廃止の意見書を国に提出することを求める請願が求めている願意、趣旨は、極めて妥当なものがあります。現に、既に全国では同趣旨の意見書を可決、提出しているところもあります。

ということで、よって、私は請願第6号を採択すべきものと主張いたします。

以上、請願第6号について、賛成の立場から討論させていただきました。

議長（倉又 稔君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

これより議案第128号、糸魚川市総合福祉センター条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

議長（倉又 稔君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第129号、糸魚川市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第130号、糸魚川市青海総合福祉会館条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第131号、糸魚川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第132号、糸魚川市ふれあいセンター条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第133号、糸魚川市こころの総合ケアセンター条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第134号、糸魚川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

議長（倉又 稔君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第145号、平成21年度糸魚川市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第146号、平成21年度糸魚川市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第147号、平成21年度糸魚川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案に対する採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

議長（倉又 稔君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第148号、平成21年度糸魚川市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、請願第6号、後期高齢者医療制度のすみやかな廃止の意見書を国に提出することを求める請願についてを採決いたします。

本案に対する採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は不採択であります。

本請願を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

議長（倉又 稔君）

起立少数であります。

よって、本請願は不採択とすることに決しました。

+

+

日程第7．議案第144号

議長（倉又 稔君）

日程第7、議案第144号、平成21年度糸魚川市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

本案については休会中、それぞれ常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

大滝 豊総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

大滝委員長。〔12番 大滝 豊君登壇〕

12番（大滝 豊君）

本定例会初日において、議案第144号、平成21年度糸魚川市一般会計補正予算（第6号）のうち、総務文教常任委員会に分割付託となりました部分につきましては、去る12月10日に審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

審査の結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、原案可決であります。

審査の過程における主な事項についてご報告いたします。

総務課関係では、退職手当の財源を退職基金からではなく、一般財源で措置していると思うがい

かがかとの質問に、退職手当の場合は、通常であると退職手当基金を限定して充当する決まりはなく、そのときの財政事情によることになる。退職手当基金については、退職者数には年ごとに波があるので、そのときに基金がないと、一般会計全体の中で退職手当の占める割合が多く、予算が組みにくい場合がある。そのときに基金を使うという考えである。退職手当については、まずは一般財源を充当し、どうしても一般財源が充当できないときに、退職手当基金を充当するという考えで行っている。今回は、まだ一般財源、留保財源が少しあるので、今のところ退職手当基金は、そのままという状況であるとの答弁でありました。

教育委員会関係では、学校整備計画の中で、木浦小学校の校舎改修が平成24年度の予定であるが、見通しはどうかとの質問に、木浦小学校の校舎については、当初、耐震強度が不足していると想定していたが、現時点では、耐震上の強度不足はないという判定であった。老朽化している部分の改修等をしたいという気持ちはあるが、中期プラン等の中で検討していかなければならないということもあり、平成24年までにとは明言できないという状況であるとの答弁でありました。

糸魚川小学校及び糸魚川東中学校では、建てかえの際にPTAや地域の人たちとの検討委員会をつくって、意見を聞きながら進めていたと思うが、糸魚川東小学校と木浦小学校では、地域の人たちと検討委員会等をつくって協議していく予定はあるかとの問いに、耐震補強をするということが主であり、改築をするというものではない。現在の校舎や体育館を、基本的にはそのままの形で使用するということであるので、そういった協議や会議は、これまで開いていないとの答弁でありました。

そのほかにも質疑、意見はありましたが、特段報告すべき事項はありません。

以上で、総務文教常任委員会の補正予算審査報告を終わります。

議長（倉又 稔君）

次に、古畑浩一建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

古畑委員長。〔17番 古畑浩一君登壇〕

17番（古畑浩一君）

それでは、本定例会初日に当委員会に付託となりました、議案第144号、平成21年度一般会計補正予算（第6号）の関係部分につきまして、去る12月11日に審査を行い終了しておりますので報告を申し上げます。

審査の結果につきましては、委員会審査報告書のとおり原案可決であります。

審査の過程における主な事項についてご報告申し上げます。

農林水産課関係では、2項2目の林業振興費団地化促進業務委託について、詳細な説明を求める意見があり、この事業は平成20年度、国の緊急対策事業の2次補正で資金事業として制定され、団地化促進業務委託として、森林整備のための団地化を促進する雇用を委託する事業である。

当初予算では、ぬながわ森林組合に雇用をお願いするということで予算計上したが、その後、県とのヒアリングによって、雇用後にその人たちが自立してもらわなければいけないということがわかり、1つの委託で出すという事業になじまないということで採択にならなかった。

集団化の場所については、今まで個人が整備しております地域を基準に、その周辺を集団化した

ら効率がよくなるということで、特に場所につきましては指定はしていないとの説明に対し、もとの規格に対して対象にならないのに予算計上している。その辺のいきさつを説明してほしいとの質疑が出され、この事業は緊急経済対策の2次補正で行われたもの。ことしの1月22日に事業説明があり、その時点ではある程度、市の予算も決まっていた。この事業要望に手を挙げたときに、4月から事業実施しなければならないということで補正対応を念頭に置いて、当初予算に計上した。

その後、ヒアリングも行っている中で、この森林整備団地化促進対策事業は雇われる人たちが自立して、その事業をできるのかという問題もあり、断念をしたということであるとの答弁がなされました。

次に、商工観光課関係では景気対策預託金について、当初の予算13億円に前回の補正で6億円追加し、それでも足らず今回で4億円の追加。信用協会の保証料も当初が3,000万円に対して、前回の補正で3,000万円、さらに今回が4,300万円の追加。これは当初見込みよりも、糸魚川市の経済状況がさらに深刻化しているかとの質問に、本年度の予算編成時、景気対策資金については倍増するであろうということで13億円を見込んだ。その後、年明けから製造業を中心に、垂直落下的に業績が低下。その関係で、4月から資金需要が非常に旺盛となり、説明したとおり約10倍という貸し付けになった。今後、今年度末に向かっておよそ10億円を超える新規貸し付けが発生すると見込まれることから、今回の追加補正となった。

信用保証料につきましては、その10億円を超える新規貸し付け発生額に対して、信用保証料率の0.8%、そして融資期間8年、所要の補正を掛け合わせると、この信用保証料補給の4,300万円という額になる。

この10倍になった要因としては、ことしの年明けから1月から3月までの状況が非常に厳しさがあったから、その3カ月後に資金需要が旺盛に発生したということであるとの答弁がなされ、来年の1月から3月も非常に厳しい予想。新政府の事業仕分け等で、建設業、土建業を含めて公共事業がとまったということも含めて、かなりの悲鳴が地元の業者からも聞こえてくる。

来年度の法人税をどう試算するかというのも大変だが、企業の借り入れ状況はどうかとの質問に、景気対策資金は借りがえも含めて、今現在で今年度は140件である。今後、まだ借りていないところが景気対策資金に対し件数的には全業種にわたり、今後100件ほど申し込みをすると予想している。経済対策を行ってきたが、当初の見込みをはるかに超える依然厳しい状況という認識であるとの答弁がなされました。

次に、糸魚川バスと頸城バスに対する補助金について、遠距離利用者が4月から始まったおでかけバスを利用したことによって補助額が多くなり、逆に、市内のバスの乗客数が暖冬などの影響で減って、純粋な売上部分が減少した。糸魚川バスも頸城バスも企業努力をしたけれど赤字が多くなったということで、今回、補助額を倍増するということだが、今後もバス会社の赤字は、ずっと補てんしていく考え方なのかとの質問に、今後の運行経費についてはバス路線の全体的な編成とか、効率的な運行等について、今後も糸魚川バスと連携をとりながら改善をしていきたい。路線バスについては、赤字については補てんをしていくという基本的な考え方は今までどおりである。

生活交通確保対策に関する補助金については、今後ともバス会社の経営内容を十分チェックするとともに、市民に利便性の高い生活交通の確保のため乗降調査等を現在実施し、その結果に基づいてバス会社と十分協議し、効率的なバス運行の改善に努めたいと考えているとの答弁に対し、市民

の生活の利便性向上のため、必要不可欠な路線バスの確保事業ということについて、事業そのものに反対するものではないが、補助金が適切に運用されているのか。また、経営の改善努力を企業がしているのか。1億円を超す巨額な補助金であり、適正にそれが使用されているのか。空バス運行やループ線のルート、運行路線、ダイヤ改正、乗合タクシーなど行政は調査をしながらむだを省き、市民の利便性が向上するため、さらに努力を求めべきである。

もともと福祉タクシーから、おでかけバス事業に変わり、ある程度の歳出の減を見込んだが、タクシー会社、市民の方から抗議が出て福祉タクシー事業も復活し、当初見込みと違う体制となった。また、制度改正が原因で、1,500万円の赤字補てんをしなければならないというのは、本末転倒の事業経過になっている。この現状から制度の見直し、財政的な見直しを図る必要がある。これは来年度の予算編成に当たり、解決すべき課題であると受けとめ、調整を強く要望するとの委員会集約がなされており。

次に、建設課関係につきましては、道路橋りょう費ほか国の事業仕分け、来年度の予算見込みが厳しいということで、ことしの補正予算で対応したいという説明があったが、その部分について説明を願いたいとの質問に、来年度予算の編成をしているが、政権交代での道路特定財源の見直しに伴い予算が制限されている中で、新潟県は対前年度比の0.8の予算の割合、それに対して新潟県は各市町村に対して0.7で、22年度は3割減の予算要求にとどめるよう指導があった。

しかし、本年度は、合併してからの事業が交付金事業を使ってやった中で、大きな事業が完了しており端境期であった。21年度予算も対前年割合が例年より少ない年であり、それに対してシーリングをされ、ますます予算が少なくなる状況である。

県にも状況を説明しているが、来年度予算に対しては決まりは決まりということで、予算獲得が厳しい状況。来年厳しい分を今年度中にとということで、前政権の緊急対策21年度枠で今回補正により対応したいものであるとの答弁がなされました。

道路特定財源がなくなってしまった影響は大きく、さらに追い打ちをかけて政権交代などにより、県は一律対前年度比3割減ということを打ち出してきた。しかも間の悪いことに、糸魚川市は合併当初の予算が膨らんだ時期が一段落した。本年度に対しての3割減ということで、来年度以降の事業費獲得が非常に困難だということだが、道路特定財源を廃止しても、生活路線には影響出ないと力説された方もいたが、実際には非常に深刻な影響が出ているということ。そういうことで、本年度少し余裕のある補正予算のうちに、今回の事業は展開することとなった。

そういう意味ならもう少し事業は獲得できなかったのかとの質問に、補助があるからといっても全額出るわけではなく、糸魚川市の財政的にも限界がある。これとは別に新政権の緊急経済対策第2弾の7兆2,000億円が検討されており、それに対し、来年度先送りにしたのも今後対応していきたい。緊急経済対策については、今後、知恵を絞っていきたいと考えているとの答弁がなされました。

次に、新幹線推進課関係について。

財源を含めた県の対応について、新聞紙上では、「県知事、増額要求応じず」「無効を訴え審査申し出」など連日報道がなされているが、その影響は。今回議題になっている部分、周辺の用地買収等については影響がないのか。新幹線駅舎建設、南北自由通路、レール上の上物工事、どこに影響が出てくるのか。

また、新幹線の停車本数について、新潟県知事が言うように投資対効果を考えれば、糸魚川市は上越市より事業費負担がはるかに大きい。それなのに、なぜ上越駅には100%停車なのか。上越駅に100%とまれば、糸魚川は100%通過型の駅になってしまう。これには不快感をあらわすべきである。投資対効果も含めて言うならば、糸魚川市の方に停車本数が多くなってしかるべきである。そういったことを自治体としてちゃんと要求しておるのかとの質問に、前段については、パークアンドライド駐車場及び駐輪場の用地取得の関係ですが、それについては、知事発言は影響ないものと考えている。影響の出る項目については、来年度以降、駅舎のデザイン等に具体的に影響が出てくる。発注が少しおくれる可能性があると考えている。

市の負担金と投資効果についてであるが、県が国から求めている負担金のうち、1割を上限として負担が求められて、停車本数について申し上げると、知事にも現在よりは利便性が向上するようにと要望しているとの答弁に、沿線3県と深まる溝ということで危惧している。当事者としての糸魚川市は、こうした対応にしてどのようなコメントを発していくのか。上越市長が明確に知事追従型のコメントをした以上、糸魚川市としてはどうするのか。副市長並びに市長はどのような見解であるのかとの質問に、新潟県知事発言から4県の中での懇談をしているが、市の考えとすれば、県知事の意向に沿っていきたいと考える。

県知事と3首長との懇談をし、今後の対応について話をしてきた。新幹線と、もう1つは在来線を今後どうするか。それらを含んだ中で、国土交通省の方に要望しながら調整している。単純に考えれば政府・与党合意をしたが、実態と負担の割合が合っていないという疑問を感じる。県知事は具体的に話を出してきているわけで、県知事と3首長はよく話し合いをしながら進めている。上越市長も同じ考えであるが、根本的に違うのは、上越あるいは妙高の位置づけと、糸魚川の位置づけは、北陸線を通す中で在来線の駅の中で併設するものと、若干の違いはあるものと思っているが、ほぼ同じ形で進んでいる。

ただ、早い時期にこれらを調整しなければ、大臣あるいは機構の方から延期をしたり、停車駅の本数の話も出てきている。早く決着をしていただきたいということが本音であるとの答弁がなされました。

これらの答弁に対し、当委員会とすれば特別委員会も設置されているが、議案となって審査の可否を決めるのはこの委員会である。そういった観点からも責任の大きな所管事項である。委員会としての要望とすれば早期解決、また、予定どおり建設することに対する行政の努力。停車本数等については、知事が当初言われてたとおりに県内駅に全列車停車、これについては一歩も引いてはならない。県内駅に全車停車ということで同意をしてもらいたい。

また、在来線問題についても国鉄のJRからの払い下げ問題、長期赤字が見込まれる問題、市民の周知のところでもあり、しっかり明確にしてもらいたい。

建設費に大きな影響が出てくる駅舎問題も、来年度予算化されるということであれば静観している場合ではない。駅に対する要望も赤レンガを含めて多くあり、それらの整備スケジュールを考えれば、ここでの足踏み状態はゆゆしき問題である。

ほかの北陸3県、長野県と、糸魚川と新潟の立場は違うと思うが、十分精査し、県と調整に入っていただきたい。また、強く要望すべきであるとの委員会集約もなされております。

次に、ガス水道局関係では、特段質疑はございませんでした。

以上で、建設産業常任委員会の委員長報告を終わります。

議長（倉又 稔君）

次に、中村 実市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

中村委員長。〔11番 中村 実君登壇〕

11番（中村 実君）

議案第144号、平成21年度系魚川市一般会計補正予算（第6号）のうち、当市民厚生常任委員会に分割付託となりました関係部分につきましては、去る、12月14日に審査を終了していますので、その経過と結果につきまして、ご報告申し上げます。

結果につきましては、お手元配付の委員会審査報告書のとおり原案可決であります。

審査の過程における主な事項について、ご報告いたします。

3款2項3目、市営保育所運営費について、正職員と臨時職員の割合はどうかとの質問に対し、現状は6対4から7対3の割合で臨時職員が多い。乳児等の未満児がふえているので、職員数が必要になる。基本的には100%とまではいかななくても、7、8割は正職員にしたいと考えているが、行政改革の関係もあるので、最低でも5対5か6対4の割合で、正職員をふやしたい方向で考えているとの答弁がなされました。

そのほか、活発な質疑がなされておりますが、特段報告する事項はありません。

以上で、市民厚生常任委員会の報告を終わります。

議長（倉又 稔君）

ただいまの各常任委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第144号、平成21年度系魚川市一般会計補正予算（第6号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第8．閉会中の継続調査について

議長（倉又 稔君）

日程第 8、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

総務文教常任委員長、建設産業常任委員長、市民厚生常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第 104 条の規定によりお手元に配付してあります申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

以上で、本定例会の全日程が終了いたしました。

閉会に当たり米田市長から発言を求められておりますので、この際これを許します。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

平成 21 年第 8 回市議会定例会の閉会に当たり、お礼を兼ねまして一言ごあいさつを申し上げます。

去る 11 月 30 日から本日までの長期間にわたりまして、多数の重要案件に慎重なご審議をいただいたことに対しまして、厚くお礼を申し上げます。

さて、この機会に当面する主要事項 5 点につきまして、ご報告申し上げます。

最初に、総合計画中期プラン及び実施計画について、ご報告申し上げます。

昨年、アメリカの金融危機に端を発した世界同時不況により国内の経済状況が悪化し、後年度の歳入歳出見込みに不確定要素が多いとして、本年 1 月、中期財政見通しをお示ししたところでありますが、その後も依然として国内消費と雇用が回復しないまま、今日に至っております。

また、今年 9 月、民主党を中心とした新政権が発足し、制度や方針の見直しが行われる中、地方の行財政への影響を危惧いたしておるところであります。いまだ国の新年度予算方針が決定をいたされておられません。また、地方財政計画が示されず、当市の財政計画を立てられない状況にあります。こうした状況から、中期プラン及び実施計画につきましては、いましばらく時間をいただきたく、お願い申し上げます。

今後、国政の動向を踏まえて、なるべく早い時期に取りまとめをし、議員各位にお示しをしたいと考えております。

2 点目に、平成 22 年度の予算編成方針について、ご報告申し上げます。

新年度は糸魚川ジオパークの世界認定や子ども一貫教育のスタートなど、糸魚川市として変革の年と位置づけ、予算編成を行っているところであります。

しかし、先ほど申し上げたとおり、政権交代に伴う中で編成作業となっておりますことから、国政の動向に注視をするとともに、変革の時代にしっかりと方向性を打ち出すためにも、この新

年度の予算は大変重要であり、「子ども」「地域振興」「交流」「産業」をキーワードとした戦略的な組織改革を行い、次の3点を重点施策として、関係する事業を着実に推進してまいります。

1つ目は、日本一の子どもづくりであります。

こども課を新設して窓口を一本化し、0歳から18歳まで一貫した教育方針により、日本一の子どもづくりを目指します。日本一の子どもとは、生まれ育ったふるさと糸魚川を愛し、それぞれの個性を伸ばすことであり、子ども一貫教育方針の策定とともに、次世代育成支援行動計画に基づき、各施策を展開してまいります。

2つ目は、安全・安心の住みよいまちづくりであります。

学校をはじめ公共施設の耐震化を進めるとともに、廃棄物最終処分場の適正化に向け整備を進めてまいります。また、地域振興係を新設をし、地区担当制により職員が地域に出向き、一緒に考え、地域の活力、市民活動の活性化を図ってまいります。

地域医療対策と健康づくりの推進については、医師確保はもちろん、22年度完成予定の健康づくりセンターを十分活用し、市民の健康づくりを目指します。

3つ目は、世界ジオパーク認定を生かした交流観光のまちづくりであります。

糸魚川ジオパークの世界認定を契機といたしまして、交流人口の拡大を図り、官民が一体となった持続可能な地域振興を目指してまいります。

また、依然として厳しい社会経済情勢ではありますが、若者の定住促進を図り、産業振興や雇用対策を進めるとともに、交流観光推進に向けた環境整備といたしまして、交通ネットワークや新幹線駅周辺整備を早期に進め、輝ける糸魚川市の未来を築いてまいりたいと考えております。

限られた財源ではありますが、事業の選択と集中により一層進め、歳出削減並びに新たな行政課題と将来の安定した歳入確保に努めてまいりたいと考えております。

3点目に、糸魚川駅周辺整備方針について、ご報告申し上げます。

本年8月25日、JR西日本から見直し案の提示がありました南北自由通路と橋上駅舎の計画につきまして、都市計画決定の変更や建築確認等の法的な手続、関係する諸事業との工程の検討、及び補助金などの財源の検討を行ってまいりましたが、駅利用者の利便性の確保や交通弱者への対応、南北両地区の連携の確保、また、将来の優等列車の招致等を総合的に判断した結果、事業化に向けて進めてまいりたいと考えております。

今後は、さらに整備費の削減や財源対策、関係者と工程等を詰めるとともに、議員の皆様をはじめ、市民の皆様からのご理解をいただけるよう努めてまいりたいと考えております。

なお、本日の市議会終了後の全員協議会で、詳細についてご説明を申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

4点目に、早川簡易水道の給水開始について、ご報告申し上げます。

平成17年度から着手いたしておりました早川簡易水道建設事業につきましては、去る12月14日、谷根、越川原地区への給水を開始いたしました。このことにより、対象地区の全地域に安全で安定して飲料水を給水することができるようになりました。

なお、一部工事は残っておりますが、今年度で事業を完了する予定であります。

最後に、新型インフルエンザワクチンの予防接種についてご報告申し上げます。

接種の状況ではありますが、11月から個別による予防接種が開始されており、妊婦と基礎疾患患者、

12月からは1歳から小学6年生及び1歳未満児の保護者等、1月からは中高校生、その後、高齢者の順に進められております。

しかし、個別接種だけでは市民の要望にこたえられない状況も一部に見受けられることから、集団接種の準備もあわせて進めております。

対象者は、1歳から小学6年生までとし、会場は、ビーチホールまがたまを予定いたしております。1月上旬から開始したいと考えております。

また、新型インフルエンザワクチン接種費用の助成につきましては、今定例会初日に、低所得者分及び市単独分を専決処分して、ご承認いただいたところでありますが、その後、新潟県が第2回目の接種を促し、幼児の重症化を防ぐ目的で、1歳から小学6年生までの2回目の接種費用を10%を助成することといたしました。

県では市町村に同率の上乗せ補助を促していることから、市といたしましても既決予算の中で10%を上乗せし、合計20%の助成とすることにより、幼児の重症化防止を図ってまいります。

以上、当面いたしております主要事項についてご報告を申し上げます。

議員をはじめ市民の皆様におかれましては、一層のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げますとともに、健康に十分留意をし、幸多い、輝かしい新春を迎えられますようご祈念申し上げます、終わりに、平成22年3月市議会定例会の招集日を、平成22年3月1日(月曜日)とさせていただきます。ご報告を申し上げ、閉会のごあいさつとさせていただきます。

大変ありがとうございました。

議長(倉又 稔君)

これもちまして、平成21年第8回糸魚川市議会定例会を閉会いたします。

長期間にわたり大変ご苦労さまでございました。

午後0時21分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

議 員

議 員